

報 道 機 関 各 位

青森県こども家庭部県民活躍推進課長

「『青少年の意識に関する調査』結果報告書」について

このことについて、下記資料を作成したので、お知らせします。

記

1 提供資料名

令和6年度「青少年の意識に関する調査」（概要版）

「青少年の意識に関する調査」調査結果報告書

2 報告書掲載URL

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kodomo/kenmin/seisyounen-kisotyousa.html>

3 参考

青森県青少年健全育成条例（昭和54年12月24日青森県条例第34号）第10条の規定に基づき、本県の青少年の意識や行動を把握し、青少年に関する施策の総合的な推進の基礎資料とするため、調査を実施し、県民に紹介しています。

※ 青森県青少年健全育成条例第10条

知事は、青少年の健全な育成を図るため、青少年を取り巻く社会環境及び青少年の実態を調査して、その結果を県民に公開するとともに、関係機関に対して必要な情報を提供しなければならない。

報道機関用提供資料（連絡先）		
担 当 課	青少年グループ 副参事 櫻庭知美	
電 話 番 号	内 線	4742
	直 通	734-9226
報 道 監	こども家庭部 次長 大山和也	